

# 新型コロナウイルス感染症に係る 特別要望書

令和3年11月

山 口 県



## 新型コロナウイルス感染症に係る特別要望

新型コロナウイルス感染症については、非常に強い感染力を持つ変異株の出現によって、7月以降、全国各地で爆発的な感染拡大が生じ、医療提供体制は逼迫しました。

国においては、国民の命と健康を守り抜き、感染症を一日も早く収束させるべく、医療提供体制の確保やワクチン接種の加速化など様々な対策を講じられた結果、国民一人ひとりの理解と協力もあって、9月末をもって緊急事態宣言等は全面的に解除されました。

本県においては、市町や関係機関と一丸となって、全国トップクラスの受入病床の確保など医療提供体制の確保に努めるとともに、全国1位の進捗でワクチン接種を進めるなど感染拡大防止に全力で取り組んでまいりました。

そうした中でも、8月以降、クラスターの多発など変異株による感染が急拡大したことから、県独自の「デルタ株感染拡大防止集中対策」を実施し、県民・事業者の皆様の御理解と御協力を得て、外出機会の半減や営業時間の短縮など、これまでにない厳しい対策に取り組みました。

その結果、緊急事態宣言等の発令にいたることなく、現在の感染動向は落ち着きを見せています。

国においては、今後懸念される第6波にも備え、様々な事態を想定した上で徹底的に安心確保に取り組むとともに、危機管理を強化し、さらには、国民の協力を得られるような経済支援を行うとされています。

本県としても、こうした国の取組と連携しながら、何よりも県民の命と健康を守ることを最優先に、再度の感染拡大の防止に万全の対策を講じるとともに、落ち込んだ地域経済を確かな回復軌道に乗せるべく全力を挙げて取り組んでまいります。

については、本県の新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実に向け、緊急かつ重要な事項についてとりまとめましたので、特段の御配慮をお願いします。

令和3年11月

山口県知事 村岡 嗣 政  
山口県議会議長 柳 居 俊 学

## 目 次

### 1 検査体制・医療提供体制の整備

- (1) PCR等検査体制の強化 ..... 1
- (2) 医療提供体制の充実・強化 ..... 1
- (3) ワクチン接種の円滑な実施 ..... 2
- (4) 保健所機能の充実・強化 ..... 2
- (5) 偏見・差別行為等の排除 ..... 2

### 2 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

- (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援 ..... 4
- (2) 学校等における感染防止対策への支援 ..... 4

### 3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

- (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用 ..... 5
- (2) 厳しい経営環境にある事業者に対する県独自の取組への支援 ..... 6
- (3) 雇用対策の充実 ..... 7

### 4 地域経済の押し上げに向けた消費需要の喚起

- (1) 中小企業の売上回復に向けた需要喚起 ..... 8
- (2) 観光需要の喚起 ..... 8
- (3) 農林水産物の需要喚起 ..... 9

### 5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

- (1) 今後必要となる対策への確実な財政支援 ..... 10
- (2) 減収補てん債制度拡充の継続 ..... 10

# 1 検査体制・医療提供体制の整備

《内閣官房／厚生労働省》

- 本県の新型コロナウイルス感染症については、変異株の猛威により、8月以降感染が急増し、クラスターも頻発するなど、医療提供体制への負荷が高まった。
- 現在は、感染が比較的、落ち着いているものの、県民の命と、安心・安全な生活を守るためには、これまでの知見を活かして、感染拡大防止対策に取り組み、コロナとの共生も想定した、万全の備えが必要である。
- ついては、PCR等検査体制や医療提供体制の充実・強化、ワクチン接種の円滑な実施、保健所の機能強化など、本県の体制整備に向けた国の支援について要望する。

## (1) PCR等検査体制の強化

各地域の実情に応じた大規模なPCR検査等が実施できるよう、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、検査件数の増加に対応した検査試薬等の検査用資材の安定供給や全国のPCR検査等を実施する民間検査機関等の情報共有を図ること。

また、変異株も含め全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子分析を行う体制整備を支援し、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。

## (2) 医療提供体制の充実・強化

今後の感染拡大に備えて確保した病床を最大限活用するため、受入協力医療機関に対し、平時より十分な財政支援を行うとともに、緊急的に一般医療を制限した際の経営上の損失補償についても、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症患者の受入の有無に関わらず、院内感染防止対策を講じた医療機関や、受診控えにより減収が生じている医療機関への財政支援を行うこと。

さらに、重症・中等症患者の受入に中心的役割を果たしている二次・三次医療を担う医療機関や、各医療圏の専門診療科による対応が不可欠である周産期

や小児医療を担う医療機関への手厚い財政支援を講じること。

加えて、回復後に引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保に向け、陽性患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、財政的支援を行うこと。

併せて、急激な感染拡大期における受入体制拡大に際しては、外部医療機関等からの医師・看護師等の人的支援が必要不可欠であるため、こうした人材確保・派遣に係る制度について創設すること。

### (3) ワクチン接種の円滑な実施

#### ① 追加接種（3回目接種）の実施に向けた取組

追加接種の実施にあたっては、実施方針を早期に示すとともに、その中で、市町が柔軟な運用を行うことができるようにすること。

また、接種計画策定に必要な供給量の目安や具体的な供給スケジュールを速やかに示し、1回目・2回目接種のような急激な減少が生じないように、必要なワクチンの種類・量を確保すること。

併せて、3回目接種の前提となるVRSの入力について、関係団体へ改めて早急な入力の依頼を行うとともに、読み取りエラーへの対応やエラーデータの補正等について、対応マニュアルの提供など可能な限りの支援を行うこと。

さらに、追加接種に要する費用については、地方の負担が生じないように国において確実に財政措置を講じること。

#### ② 12歳未満への接種に向けた取組

12歳未満への接種対象拡大に関する方針を速やかに示すとともに、必要な種類、量のワクチンを確実に供給すること。

### (4) 保健所機能の充実・強化

感染症の拡大時に円滑な業務ができるよう、国において保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図ること。

また、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図ること。

### (5) 偏見・差別行為等の排除

感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、介護・福祉サービス等の従事者や家族に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、国民への正しい情報の提供による風評被害の防止対策を行うとともに、差別・偏見を受けた方の人権を守る対策を講じること。

併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない方に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、全国的な啓発や相談窓口の設置などの対策を講じること。

## 2 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

《文部科学省／厚生労働省》

- コロナの存在を前提として、低迷している社会経済活動を段階的に引き上げていくためには、何よりもまず県民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大に備えた万全の対策が必要である。
- 特に、クラスターの発生リスクが高い社会福祉施設や学校等においては、引き続き、徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。
- また、ワクチン接種に年齢制限がある中で、子どもの感染が増加している状況を踏まえる必要がある。
- ついては、感染防止対策が継続的に実施できるよう、国の支援について要望する。

### (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援

介護施設・障害者支援施設などの社会福祉施設等で感染が生じた場合、重症化やクラスター化のおそれが高く、徹底した感染防止対策が必要となることから、引き続き、国の責任において、こうした施設等への衛生・防護用品の安定的な供給に努めるとともに、感染防止対策に取り組む社会福祉施設等への財政支援の充実を図ること。

### (2) 学校等における感染防止対策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、幼児教育段階から高等教育段階の各学校等においては、様々な場面で、きめ細やかな感染予防対策を徹底した上で教育活動を実践し、幼児・児童・生徒の「学びの保障」に最大限取り組んでいく必要がある。

このため、国においては、各幼稚園・保育所・学校が、感染拡大防止のための保健衛生用品の購入や衛生環境の改善に向けた施設改修などに年間を通じて計画的かつ的確に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

### 3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

《内閣府／厚生労働省／経済産業省》

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、社会経済活動の回復は依然として厳しい状況が続いており、中小企業においては、業績の回復をみないまま返済が始まるなど、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念されている。
- また、令和2年度における全国の有効求人倍率は、リーマンショック以降、11年ぶりの大幅減少となり、山口県でも同様の傾向がみられた。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用情勢は横ばいの状況が続いており、求職者の増大の未然防止のため、雇用調整助成金の活用等により、事業者による雇用の維持が必要となっている。
- ついては、本県中小企業の持続的な事業活動と雇用の維持・確保に向け、国による支援を要望する。

#### (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、業績の回復をみないまま返済が始まるなど、再び資金繰りが深刻化することも懸念され、中小企業の資金繰りに対する金融支援を適切に行っていく必要がある。

各都道府県においては、政府系金融機関の融資を補完するため、国制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設や独自の制度により、中小企業の資金繰りを支援しているところであるが、これらの資金については、将来にわたり多額の財政負担が生じることが危惧される。

このため、中小企業に対する資金繰り支援を継続的に実施できるよう、以下の5点について要望する。

##### ① 民間金融機関による実質無利子・無担保融資の申込み再開

都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の申込み再開といった金融支援を実施すること。

② 実質無利子・無担保融資の返済見直し（条件変更）への財政支援措置  
など資金繰り支援策の充実

本県では、実質無利子・無担保融資を利用する中小企業が返済見直し時に追加で必要となる信用保証料に対する独自の資金繰り支援策を実施しており、地方が実情に応じた施策を実施できるよう財政支援措置を講じること。

また、全国一律の制度を創設するなど、現状を踏まえた中小企業の資金繰り支援策の充実を図ること。

③ 信用保証協会への損失補償に係る財政支援措置

信用保証協会への損失補償を、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の基金の対象事業とし、当該事業に係る基金の設置期間を、損失補償に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支援措置を講じること。

また、日本政策金融公庫の中小企業信用保険に係る保険填補率の引き上げを行うこと。

④ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象とされている信用保証料補助事業の基金設置期間の延長

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象事業とされている信用保証料補助事業に係る基金の設置期間を、信用保証料補助事業に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの保証料補助に係る財政支援措置を講じること。

⑤ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の預託原資調達に伴う借入金利息負担の軽減に係る財政支援措置

「新型コロナウイルス感染症対応資金」等制度融資の預託原資調達に伴う借入金利息を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とするなど、負担軽減に係る財政支援措置を講じること。

(2) 厳しい経営環境にある事業者に対する県独自の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、感染拡大局面における、県外往来の自粛や外出機会の半減、飲食店等への営業時間短縮要請など集中対策の実施により、多くの事業者に影響が及んでいる。

事業活動の継続と活性化に向けて、県では、本年度、二度にわたる支援金を支給するとともに、コロナ禍においても新たな事業展開等を図る事業者の取組を支援するなど、必要な施策を機動的に講じてきたところであるが、その一方で、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が不足し、多額の財政負担が生じている。

感染症の影響が長期化する中、引き続き、中小企業の事業継続を力強く後押しすることが重要であり、地方がその実情に応じた施策を迅速かつ的確に展開できるよう、臨時交付金の増額などの財政支援措置を講じること。

### (3) 雇用対策の充実

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、雇用情勢の先行きは依然として不透明であることから、段階的に縮減するとされている雇用調整助成金の特例措置等について、雇用は遅行指数でもあるという認識に立ち、引き続き、地域経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

## 4 地域経済の押し上げに向けた消費需要の喚起

《内閣府／農林水産省／経済産業省／観光庁》

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加えて、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施等により、飲食、観光や農林水産業をはじめ、幅広い業種の事業者に影響が生じている。
- 特に、8月中旬以降、本県でも、変異株の感染が拡大したことから、「デルタ株感染拡大防止集中対策」を実施し、外出機会の半減や飲食店等での営業時間短縮などとともに、需要喚起策の一時中止も余儀なくされ、多くの事業者に影響が生じている。
- ついては、消費需要の喚起を通じて地域経済を押し上げ、回復軌道に乗せていくため、国による支援を要望する。

### (1) 中小企業の売上回復に向けた需要喚起

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、感染拡大局面における、県外往来の自粛や外出機会の半減、飲食店等への営業時間短縮要請など集中対策の実施により、多くの事業者に影響が及んでいる。

こうした中、県では、コロナ禍で落ち込んだ消費需要を強力に喚起するため、幅広い業種の店舗を対象とした「頑張るお店応援プロジェクト」の実施や、商工団体のイベント開催への補助などにより、地域経済の活性化を図っているところであるが、その一方で、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が不足し、多額の財政負担が生じている。

国においては、日常生活の回復に向けて、行動制限の縮小・見直しが進められており、こうした動きと呼応しながら、引き続き、時機を捉えた需要喚起策を講じ、中小企業の売上回復を図ることが重要であり、地方がその実情に応じた施策を迅速かつ的確に展開できるよう、臨時交付金の増額や弾力的な運用など財政支援措置を講じること。

### (2) 観光需要の喚起

新型コロナウイルス感染症の観光産業への影響は長期化・深刻化しており、これまで以上に強力な支援が必要であるため、Go Toトラベル事業の速やかな再開や、必要に応じて新たな需要喚起策を検討すること。その際は、可能な限り、

感染状況に左右されることなく持続的に運用できる仕組みとするとともに、小規模・零細な宿泊業、旅行代理店、交通事業者等の観光産業に関連する幅広い事業者が恩恵を受けることができるようにすること。

また、地域観光事業支援については、利用期間や予約・販売期限の延長等を行うとともに、ステージⅢ相当以上になった際に事業を停止するまでの猶予期間の旅行等についても補助対象とする等、柔軟かつ弾力的な運用とすること。

加えて、需要喚起の事業の終了後に著しい旅行需要の反動減を招かぬよう必要な措置を検討すること。

### (3) 農林水産物の需要喚起

本県では、花きや鮮魚、日本酒等について、価格の下落や販売量の減少が生じていることから、県産農林水産物の割引販売等の地産・地消対策を実施し、需要の回復・拡大に取り組んでいる。

こうした県独自の取組に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、十分かつ迅速な財政支援措置を講じること。

## 5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

《内閣官房／総務省》

- 県では、新型コロナウイルスの感染拡大による県民生活や県内経済への影響に適切に対処するため、緊急対策等に集中的な投資を行うこととし、これまで県が進めてきた行財政構造改革を一時凍結し、国の地方創生臨時交付金等も活用しながら、必要な対策を迅速に講じてきた。
- 今年度も、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応のため、大規模な補正予算を編成し、必要な対策を講じているが、交付金が不足し、多額の基金取崩しを余儀なくされるなど、本県財政は極めて厳しい状況にある。
- 感染が長期化する中、今後も適時適切に必要な追加対策を講じるとともに、強靱な県財政基盤を再構築し、「やまぐち維新プラン」や「第2期総合戦略」の取組を力強く推進できるよう、地方財政に対する格別な支援について要望する。

### (1) 今後必要となる対策への確実な財政支援

今後も、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的に措置すること。併せて、地方創生臨時交付金により造成する基金の設置要件の緩和など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

### (2) 減収補てん債制度拡充の継続

地方消費税は県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれる。令和2年度限りの措置として減収補てん債の対象税目に地方消費税等が追加されたが、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は引き続き対象とすること。